

第4章 騒音・振動・悪臭

第1節 概要

1. 概要

騒音・振動・悪臭は、かつては工場や工事から発生するものが主な問題となっていました。近年は商店や一般家庭から発生するものも問題となっています。それぞれの主な苦情の原因は、●表4-1のとおりです。

●表 4-1 騒音・振動・悪臭の主な苦情原因

種別	主な苦情原因
騒音	・工場や建設解体作業、商店の営業 ・自動車の走行音 ・一般家庭からの音楽や温水機の稼働音等
振動	・建築物解体工事等の建設作業 ・自動車の走行による振動
悪臭	・製造工場や畜産農場 ・飲食店等の事業所 ・一般家庭の浄化槽の維持管理の不備等 ・野焼き

騒音・振動・悪臭は、人によって感じ方が大きく異なり、原因もさまざまであることから、法令による規制のみならず、個別の事案ごとに適した対策をとったり、当事者がお互いに配慮したりして解消を目指すことが重要となります。

2. 規制等

以下の法令に基づく規制等を行っています（国、県が行う事務を含みます）。

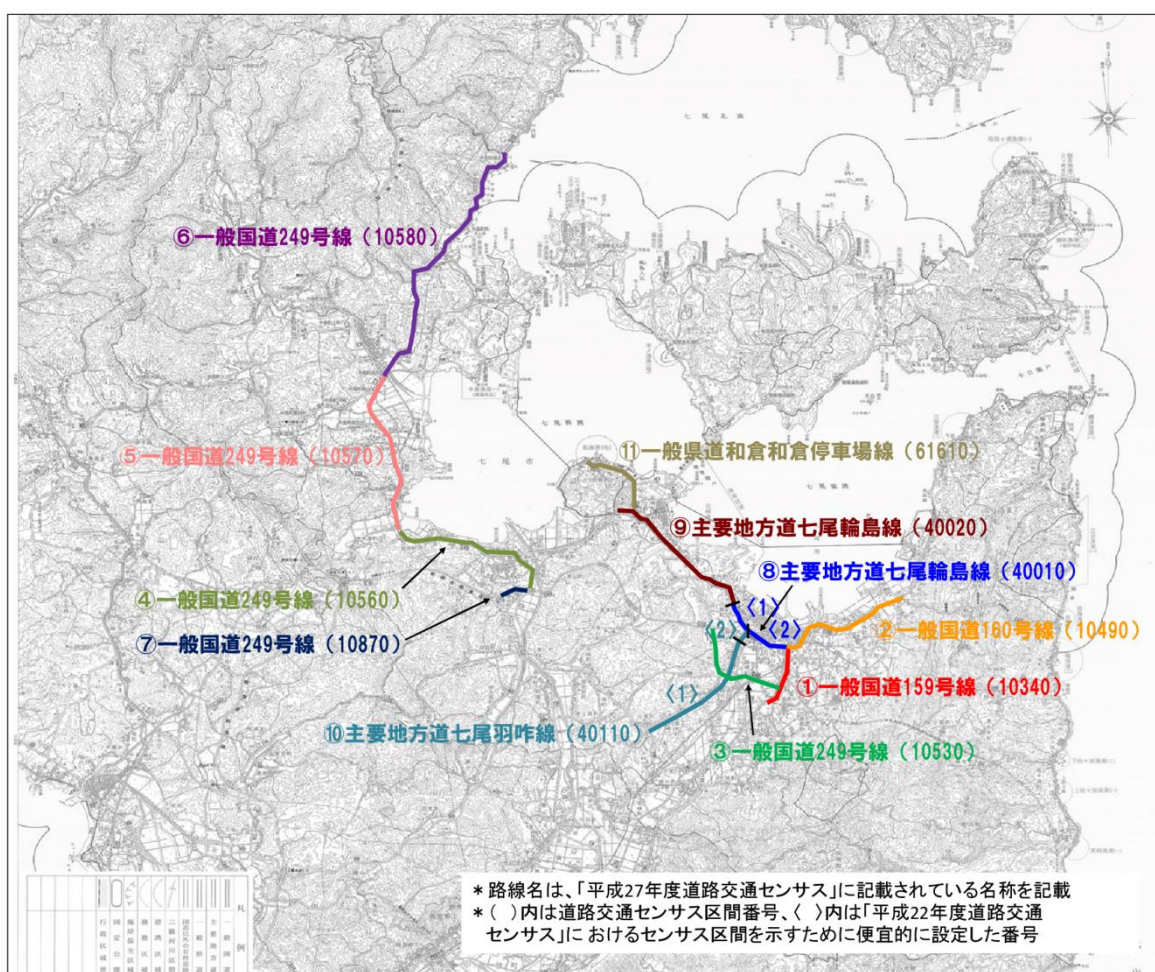
- (1) 騒音規制法、振動規制法
 - ①工場騒音・振動の規制
 - ②建設作業騒音・振動の規制
 - ③自動車騒音・振動に係る県公安委員会等への要請等基準の設定
- (2) 悪臭防止法
工場・事業所からの悪臭の規制（物質濃度規制）
- (3) 環境基本法
一般地域・道路に面する地域の騒音の環境基準の設定
- (4) ふるさと石川の環境を守り育てる条例
 - ①深夜営業騒音の規制
 - ②商業宣伝を目的とした拡声器の使用制限

第2節 監視体制

七尾市では、騒音・振動・悪臭に係る監視としては、自動車騒音の状況の常時監視を行っています（このほか、苦情が生じた際には、その調査のために各種測定を行っています）。

自動車騒音の状況の常時監視とは、主要な道路における交通騒音が、その沿道の住居等において環境基準に適合しているかどうかを評価するものです。当業務は、騒音規制法第18条により市（町村の区域は都道府県知事）の義務とされており、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料とするために、全国で継続的に行われています。

平成30～令和4年度の調査対象路線は■図4-1のとおりです。概ね5年でこの全路線を調査できるように割り振りし、毎年度調査しています。



※対象路線は、以下のフローで選定した。

- ① 「平成27年度道路交通センサス」に示す幹線道路（高速自動車国道、一般国道、県道）
- ② 七尾市の区域
- ③ 環境基準が設定され、かつ昼間12時間換算交通量7,000台以上の区間

■図4-1 自動車騒音の状況の常時監視 調査対象路線図

第3節 監視結果

自動車騒音の状況の常時監視結果は●表 4-2 のとおりです。

●表 4-2 自動車騒音の状況の常時監視結果

No.	センサス 区間番号 ^{※1}	路線名	調査対象 住居等 戸数(戸) ^{※2}	令和3年度 評価結果				騒音 測定 年度
				昼(6~22時)		夜(22~翌日6時)		
				環境基準 達成戸数 (戸)	達成率 (%)	環境基準 達成戸数 (戸)	達成率 (%)	
1	10340	一般国道 159 号線	129	129	100.0	129	100.0	R2
2	10490	一般国道 160 号線	360	359	99.7	359	99.7	R2
3	10530	一般国道 249 号線	80	80	100.0	80	100.0	H30
4	10560	一般国道 249 号線	127	127	100.0	127	100.0	H30
5	10570	一般国道 249 号線	61	61	100.0	61	100.0	R1
6	10580	一般国道 249 号線	92	91	98.9	92	100.0	H29
7	10870	一般国道 249 号線	16	16	100.0	15	93.8	R1
8	40010<1> ^{※3}	主要地方道七尾輪島線	82	82	100.0	82	100.0	H25
	40010<2> ^{※4}	主要地方道七尾輪島線 ^{※4}	195	195	100.0	195	100.0	H29
9	40020	主要地方道七尾輪島線	76	76	100.0	76	100.0	R1
10	40110<1> ^{※5} + 40110<2> ^{※4}	主要地方道七尾羽咋線	108	108	100.0	108	100.0	R3
11	61610	一般県道和倉停車場線	159	159	100.0	159	100.0	R3

※1 「平成27年度道路交通センサス」における区間番号。ただし、H29年度以前に騒音測定を行った区間の評価結果は、「平成22年度道路交通センサス」でのセンサス区間におけるものである。

※2 調査対象となる住居等は、対象路線上及びその沿線うち、環境基準が指定されている区域において、道路端から50mの範囲にある全ての住居等。

※3 「平成22年度道路交通センサス」において、センサス区間番号：40100であった区間。

※4 「平成22年度道路交通センサス」において、センサス区間番号：10500／路線名：一般国道249号線であった区間。

※5 「平成22年度道路交通センサス」において、センサス区間番号：40110であった区間。

※ 環境基準値は、指定区域の種別、面する道路の車線数、道路端からの距離の範囲等、場所により異なる。